

柏崎市原子力防災 避難計画に関する公開質問状

2022.2.16

原発を再稼働させない柏崎刈羽の会

柏崎市原子力防災 避難計画に関する公開質問状

柏崎市長 櫻井 雅浩 様

原子力発電所の事故の際の避難計画は、住民の命を守る最後の砦であり、その実効性は、きわめて重要なものと考えています。

国際原子力委員会 I A E A も原子力発電所を建設する際の安全確保の最後の段階として避難計画の策定を位置付けています。 日本政府もこの考え方を採用しており、日本の原子力発電所でもこの基準が守られることになっています。

柏崎市はこのような考え方にのっとって、原子力災害(原発事故)時の避難計画を策定しており、市民にガイドブックを配布していると理解しております。

しかし、私たちはこの避難計画が原子力発電所事故の際、柏崎市民の安全を本当に保証するものかどうかきわめて大きな疑問を抱いております。 この避難計画は机上の空論で、絵に描いた餅であり、実際の避難行動においては、役に立たないばかりか、住民に過剰な被ばくを強い、避難を妨げる局面もあると考えております。

次ページ以下に、原子力防災ガイドブックに記載されている内容、および、ガイドブックで触れられていな事も含め、いくつかの疑問点について質問いたします。

ひと月後を目途に、文書にて誠意ある具体的なお回答をお願い致します。

なお、原発の透明性を確保する地域の会で、委員の質問にご回答いただいた項目もありますが、疑問が残るものについても、地域の会でのご回答を踏まえて、改めて質問させて頂いております。

2022年2月16日

原発を再稼働させない柏崎刈羽の会
代表 本間保

連絡先、回答送り先 〒945-1341 柏崎市茨目2丁目7-11 竹内英子
nekonya222@gmail.com

01

国は I A E A の深層防護の考え方を取り入れており、全 5 層の最後、第 5 層で実効性のある避難計画の策定を義務付けております。柏崎市としては、「実効性のある避難計画」がなければ、再稼働など原発の稼働は認められないという見解でしょうか？

地域の会で同じ内容の質問に対し、柏崎市の回答は「避難計画の実効性を高めているところで、計画の充実・強化に向けて検討を重ねているところ」と答えていますが、ここでの質問は、現在の避難計画に実効性があるかどうかという事でなく、「実効性のある避難計画」の策定を、深層防護の第 5 層をクリアするための条件と考えるかどうかという一般論としての質問です。

きちんとお答えください。

【質問】 ・「実効性のある避難計画」の策定を、深層防護の第 5 層をクリアするための条件と考えるか？

02

現在の避難計画が、I A E A の深層防護の考え方の第 5 層として、実効性のあるものであるとお考えでしょうか？

また、避難計画に実効性があると判断する基準は、具体的にどのようなものとお考えでしょうか？ 例えば、住民の被ばく線量が何 mSv 以下とか、事故発生から何時間以内に避難を完了するとかです。

【質問】 ・現在の避難計画は実行性があると考えているのか？
・避難計画に実効性があるかどうかを判断する基準は何か？（具体的に）

03

「この避難計画によって避難が実行された場合、柏崎市民の原子力災害時における被ばく線量はどのくらいの線量まで想定しているのか」という地域の会での質問に対して、市は回答の中で「規制委は緊急時初期一週間で対策策定のめやすを 100mSv としている」と答えています。この 100mSv という高い基準まで住民が被ばくする事は、柏崎市としては、最悪の場合致し方ないと考えているのでしょうか？

一般住民は本来年間 1 mSv を超えないと法律に決められてきましたが、東京電力という一営利企業の原子力発電所の事故に際して、柏崎市民は 100mSv までの被ばくを受け入れなければならないという事でしょうか？

【質問】 ・柏崎市はこの避難計画で、市民の被ばく量の限度をどれくらいと考えているのか

04

バス避難に従事する運転手については、被ばく量は 1 mSv までと県バス協会との協定で決められていますが、他にも、原子力災害の際に避難実施のために一定の役割を期待されている人々が多数います。

これらの人々の被ばく線量は、1 mSv を超えないと想定されているのでしょうか？

そうでなければ、活動の継続を中止すべき線量は定められているのでしょうか？ またその線量はどのくらいでしょうか？

1 mSv 以上の被ばくをしながら活動を継続せざるを得なかった人が、将来被ばくによる健康障害をきたした場合、公的な補償の規定はあるのでしょうか？

【質問】 ・避難に際して、要援助者の支援などに携わる方の被ばく量の限度は 1mSv か？

- ・1mSv でないとすれば、被ばく量の限度は決めてあるのか？
- ・1mSv 以上の被ばくをせざるを得なかった場合で、将来被ばくによる健康障害が発生した場合の補償規定は存在するのか？

05

ガイドブックには避難経路所に到着した後の事は書かれていません。私たちは、避難は無事に自宅に戻ってくることで完結すると考えています。柏崎市の避難計画の最終章はどのようなものでしょうか？

柏崎市としては、一旦避難した後、私たちがいつか柏崎に帰還できると想定しているのでしょうか？福島原発事故のように10年以上も帰還できないということは想定しているのでしょうか？それとも帰還の事など全く考えていないのでしょうか？

- 【質問】
- ・私たちは、いつか柏崎に戻れると考えているのか？
 - ・避難の完了は私たちがどのような状態になった時と考えているのか？

以下ガイドブックに沿って質問をさせていただきます

06

避難は、最初に原発での事故発生を知ることから始まります。しかし、肝心の東京電力はこれまできちんと情報を公開したのでしょうか？とにかく事態を小さく評価しようとしたり、隠したりすることが、繰り返し行われてきたことを忘れるわけにはいきません。これまで何十年も続いてきた東京電力の体質は今も変わっておらず、事故が起きた時、本当に迅速に情報は伝えられるのか大きな疑問を持ちます。

柏崎市として、事故の際東京電力から素早く情報を得るために、東京電力の情報伝達を担保する方策を講じてあるのでしょうか

- 【質問】
- ・東京電力がきちんと情報を素早く伝達する事を、柏崎市はどのような形で担保しているのか？

07

避難計画では、P A Z住民が避難を開始したとき、U P Z住民は自宅に留まるよう指示されます。時々刻々悪化する発電所の状況を聞きながら、自宅でじっとしていることが現実的に可能だとお考えでしょうか？

- 【質問】
- ・P A Z住民が避難を開始する状態になっても、U P Z住民が屋内退避し続けているという事は、実際的に可能だと考えているのか？

08

ガイドブックでは屋内避難によって、被ばく量が低減されると主張しています。しかし、それは屋外で被ばくし続ける場合に比べて、屋内に居た方が被ばく量を減らせるという意味です。

屋内退避を続けていれば、当然、早期に避難するよりも被ばく量は増えてしまいます。一刻でも早く避難する事が被ばく量を減らすうえでの原則ではないのでしょうか。

この避難計画では、U P Z住民の被ばくを防ぐため、なるべく早く避難するという観点が決定的に欠落していると考えます。

- 【質問】
- ・E A L 3において屋内退避を強制するのは、避難を遅れさせることであり、結果的

に被ばく量を増加させるものではないのか？

09

PAZ住民が避難を開始するのはEAL3 になってからです。これは原子炉の爆発が迫っている状態です。 その前の段階、EAL2（旧10条通報）では、既に「全電源喪失が30分以上続いている状態など、原発で住民に放射線による影響をもたらす可能性がある事象が発生した段階」とされ、住民の感情としては、きわめて緊迫した状態だと認識されます。

この段階（EAL2）でも、PAZ住民は避難開始でなく、避難の準備という指示なのは何故でしょうか？

【質問】 ・EAL2で、PAZ住民を避難開始にせず、避難準備にとどめておく理由は何か？

10

UPZ住民は、EAL3でPAZ住民が避難を開始した段階でも、屋内退避とされています。 さらに事態が進行し、放射能雲（プルーム）が通過後（放射線量が上がってから）避難開始とされています。 放射能雲が通過し、放射能で汚染された中での避難開始となりますが、そこまでUPZ住民の避難を抑制する事は、住民の被ばく量を減らすという観点から、誤った方針ではないでしょうか？

【質問】 ・UPZ住民は放射能汚染が進んだ段階でなければ避難してはいけない理由は何か
・UPZ住民に被ばくを強制する避難計画を作る事が、許されると考えているか？

11

柏崎市民が一斉に市外に脱出しようとする、大渋滞が予想されます。 地域の会の柏崎市の回答では、分散して指示をするので、一斉に避難する訳でないとしています。

しかし、柏崎市の中心部の人口密集地の大部分は上越方向に避難する事になっています。 この方向に汚染が進めば、避難の範囲を限るといっても、上越方向に避難する住民のほとんどが避難の対象となるのではないのでしょうか。 よって、上越方向に避難する人はほとんど一斉避難と同じ状態になるのではないのでしょうか？

例えば比較的安定した風が南西方向に吹いて風下で線量が上がった場合、市の言うように限られた地域に避難指示を出すとしたら、具体的にどの範囲を想定しているのでしょうか？

【質問】 ・一例として上記のケースで、どの範囲（扇形の角度で何度くらい）に避難指示を出す事を想定しているのかを示して頂きたい。

12

新潟県の阻害要因調査の結果を見るまでもなく、原子力災害時の避難は激しい渋滞を引き起こし、避難完了まで長時間を要することが想定されます。 長時間の避難に際して、

- ・食事や飲料水の確保も困難になるのではないのでしょうか？
- ・トイレの問題はどうするのでしょうか？
- ・例えば大雪時の避難で立ち往生、ガス欠になったらどうするのでしょうか？
- ・渋滞の中で体調を崩す人は、どうやって救出するのでしょうか？

【質問】 ・上記の、避難者の健康管理、食料・飲料水、トイレ、冬季のガス欠などについて、実現可能な対応策が用意されているのか？ 具体的にご回答いただきたい。

自家用車のない人はバスで避難する事になっていますが、これに関してお尋ねします。

1) UPZ全体で1400台、柏崎市のUPZだけで230台とされるバスの必要台数について、県内のバス会社と協定を結んだという事ですが、230台のバスが柏崎に集まるまでに何時間かかると想定しているのでしょうか？

2) 自動車のない人は、指定された時間にバス乗り場に集合となっていますが、その間に被ばくする事になるのではないのでしょうか？ 地域の会で「放射線量が上がる中でバス乗り場まで（被ばくしながら）移動するのか」という質問をしておりますが、回答は「線量が上がる中で移動するのではなく、プルームが通過し、放射性物質が沈着した後、空間放射線量率が基準値を超える地区を特定してから避難を行います」というものでした。しかし、プルームが通過後は、線量は上がっています。プルームが連続してくることもありますし、沈着した放射性物質は放射線を出し続けます。「空間放射線量率が基準値を超える地区を特定して避難する」という回答ですが、線量が多くなるところを選んで避難させるわけですから、当然被ばく量は増えるのではないのですか？

3) 集合に遅れた住民はどうするのでしょうか？ 地域の会での回答では「(市職員による)バス避難支援隊が派遣され、バスの調整を行う」となっていますが、UPZの場合、既に線量が上がっている状態です。補充のバスが素早く来なければ、被ばく量がふえてしまうのではないのでしょうか？

4) 要支援者などの避難には町内会役員や市職員などが補助するそうですが、町内会役員は活動を義務づけられるのでしょうか？ また、市内全域にわたって市職員が調整に駆けつける事は可能なのでしょうか？

5) ようやく避難するとなっても、バスも予想される渋滞に当然巻き込まれ、長時間バス内で過ごすこととなります。車中泊が必要になる可能性もあります。

- ・食料や水は確保されていますか？
- ・食料の補充は絶望的ですか？
- ・トイレはどこを使うのですが？
- ・体調を壊した人はどうしますか？
- ・バスにはペットも乗せるという予定ですが、大型犬なども乗せて長時間の渋滞となっても問題ないのでしょうか

- 【質問】**
- ・柏崎市のUPZ用のバス230台が到着するのは、事故発生からどれくらいの時間と想定しているか。
 - ・バス避難場所に集合するまで、集合して待っている間に被ばくするのではないか？
 - ・バスに乗り遅れても、調整で次のバスが来るという設定は実現可能だと考えているのか？
 - ・バスに乗り遅れても次のバスが来るとしても、それまでに被ばく量が増加するが、何らかかの対処法は考えているか？
 - ・バスに乗る要支援者等の補助に町内会役員が当たるとされるが、それは義務か？
 - ・市の「バス避難支援隊」は何人を予定しているのか、何か所に派遣されるのか？
 - ・時間帯により、町内会役員等が不在あるいは少数の場合、派遣される市職員だけで対応できるのか？
 - ・長時間のバス移動における、食料・飲料水、トイレ、健康管理、ペットの管理は準備されているのか？

14

地域の会での回答によれば、県バス協会との協定により、災害時にバス運転手が協力する事になったと説明を受けました。しかし、県とバス協会の協定を見ると、1mSv を超える被ばくが予想される場合には、運転手に出動を依頼しないことになっています。

一方、UPZ住民に、避難の指示が出るのは、放射線量が上がってからで、運転手には実際には出動の依頼が行われない可能性が大きいのではないのでしょうか。

もし、バス運転手への依頼がなされない場合、代替え手段は用意されているのでしょうか？

- 【質問】
- ・バス運転手の被ばく限度を1mSv とすると、出動する可能性はほとんどないのではないか？
 - ・運転手が出動しない場合、UPZ全体で1400台のバスはどのように調達し、誰が運転するのか？

15

新潟県の「原子力災害時阻害要因調査」により、避難にかかる時間のシミュレーションが発表されました。この阻害要因調査によれば、様々な場合に、とてつもない渋滞が発生し、避難がスムーズにいかないことが明らかになりました。現状の避難計画では、避難が不可能という事ではないのでしょうか？

- 【質問】
- ・阻害要因調査によれば避難時間は絶望的に長いですが、この結果を見ても、現在の避難計画で事故に対処できると考えているのか？

16

上記シミュレーションで、UPZ住民が、避難指示以前に避難を開始すると、PAZ圏の住民の避難時間が遅れるという試算が出されました。県の改善策のひとつは、啓蒙活動などにより、UPZ住民に早期避難を思い留まらせるとされています。これは避難しようというUPZ住民を屋内に留めようというもので、UPZ住民の立場からすると、避難を押しとどめ、被ばくを増やすものだと思えません。柏崎市としては、この県の対応策を受け入れるのでしょうか？

- 【質問】
- ・UPZ住民の指示前の避難は、渋滞を引き起こすので（啓蒙活動などにより）早期避難を思いとどまらせ、屋内退避を守らせるという県の方針を、柏崎市としては受け入れるのか？

17

阻害要因調査では道路に異常がないという前提で、犀潟のスクリーニングポイントを起点に、柏崎市街まで渋滞がつながると試算されています。検査時間や道路状態・大雪などによっては、渋滞はもっとひどくなります。

これに対する県の改善策は、UPZ住民の避難開始の分散（7日程度まで避難開始を分散させる）などが示されています。7日までの間、放射性物質が放出が続けば、大量の被ばくをすることになるわけで、これは被ばくを減らすという住民避難の原則に反する対応策ではないのでしょうか？

柏崎市としては、この県の対応策を了承するのでしょうか？

- 【質問】
- ・渋滞を回避するために、UPZ住民の避難開始を7日程度までに分散させるという県の方針を柏崎市は受け入れるのか？

18

避難経路所は糸魚川、妙高、魚沼、村上などに計画されていますが、柏崎市と、相手自治体との協定はないと聞いています。協定がないのに、受け入れ自治体では、受け入れの場所、人員などは確保され、受け入れの手順について定められているのでしょうか？

広域災害などで、受け入れ自治体自身も被災している場合などでも、柏崎市民を受け入れる余裕はあるのでしょうか？

- 【質問】
- ・受け入れ自治体は、受け入れ態勢を十分に準備してあるのか？
 - ・今後、受け入れ自治体と協定を締結するなどして、避難者の受け入れについてきちんとした体制を作る予定はあるのか？
 - ・受け入れ自治体が被災していても、柏崎市民を受け入れることになっているのか？

19

学校・保育園について、親はEAL1で子どもを引き取りに行く事になっていますが、PAZではEAL2で、UPZではEAL3で引き渡し中止されます。福島原発事故時には地震発生からEAL2までに約1時間、EAL3まで約2時間でした。

それ以降は、子どもは学校・保育園単位で避難経路所まで移動する事になります。例えば複数の子がいて、その避難先が違ったら親は一体どうすればいいのでしょうか？

学校の先生等が引率する場合、一般避難と同じく渋滞で長時間の避難となり、食料・飲料水、トイレ、健康管理など山積する問題に少人数で対処しなければなりません。

避難経路所に到着しても、同じ避難経路所に親が避難してくる保証はありません。引き渡しまで、ずっと保護者に代わり面倒を見るのでしょうか？

- 【質問】
- ・子どもの引き渡しはPAZでEAL2まで、UPZでEAL3までの間に順調に行われていくと考えているか？
 - ・引率により、複数の子どもの避難先が別れた場合、どのようにして親は引き取りに行くのか？
 - ・学校・保育園職員が引率、避難するが、渋滞で長時間のバス移動により起こる問題を担当者だけで支えられると考えるか？
 - ・その後の避難所経路所での生活もしばらく引率者が責任を持つと考えているのか？

20

職員なしに介護施設などは維持できません。避難するにも一定の職員が必要です。施設入所者の一部は、核防護施設などに留まることにはなりますが、支える職員は仕事を続けざるを得ないのででしょうか？

もちろん、法的にはこれらの人に就業義務は課せられません。しかし、昨年の地域の会情報共有会議で、桜井市長は「(強制ではないが)お医者さんであっても看護師さんであっても、命、いざという時にはご自分のことをなげうってその職務に遂行されるだろうと思っております」と述べ、暗黙のうちに「自分のことをなげうって職務に遂行する」ことを要請しております。

自分をなげうって働かない関係者は(福島事故でそうであったように)社会からバッシングを受けるのでしょうか？それを助長するような発言を市長がするのは如何かと思います。

放射能汚染の下での、施設職員などの就業は、法的にはもちろん、道義的・道徳的にも、どんな形をとっても強制されることがあってはならないと考えます。

- 【質問】
- ・放射能汚染の下での、施設職員などの就業は、いかなる形をとっても強制されることがあってはならないと考えます。市としての立場を明確にしていきたい。

21

在宅の要介護者、要配慮者の支援は、家族だけでは対応困難の場合も多く、周囲の協力が保証されなければ破綻します。避難も家族だけでは並大抵ではありません。

在宅の要配慮者などの避難は、一足早くなりますが、そこに家族がついて行ったら、例えば学校の子どもの引き取りが出来なくなってしまう。

また、地域の会の回答で、柏崎市は避難で健康リスクが高まり可能性のある要配慮者の数を、PAZに12名、UPZで38名としていますが、本当にこれだけの数なのでしょうか？市のカウントに不足があるとすれば、その人たちは行政の支援を受けられないままという事になります。

- 【質問】
- ・家族だけで不足する要介護者などの避難支援について、十分なサポートが可能か？
 - ・要介護者等への対処で、避難家族の分断の可能性はあるのではないか？
 - ・現在の要配慮者の把握は不十分なのではないか？この数で正しいのか？

22

原子力災害時に要支援者が一時避難するために、コミュニティセンター等に陽圧装置が設置されています。これらの施設にはフィルター装置が取り付けられていますが、フィルター装置は放射性ガスの除去はできません。PAZの宮川コミュニティセンターの場合、要支援者30人を3日間收容するために食料や水、毛布が常備されていますが、それ以上はありません。避難により住民が手薄になった中、誰がコミュニティセンターまで要支援者を誘導するのか、誰がその要支援者の世話をするのか、生活物資の補充を行うのか全く明確になっていません。町内会役員などに対応が求められるのでしょうか？

陽圧装置の稼働操作やコミュニティに一時避難した人達の世話については、市の職員が来て行うことになっていました。しかし、昨年頃から陽圧装置の定期点検の際に町内会役員も操作できるように求められています。宮川の場合、市の職員が来るには、原発サイトを越えて13キロ以上移動してこなければなりません。そのようなことが可能なのでしょうか？

- 【質問】
- ・地域のコミュニティセンターなどの避難施設の場合、市の職員だけで管理運営が可能なのか？
 - ・フィルターが設置されているが、希ガスなどは素通りだが問題はないのか？
 - ・施設内への退避が長引いた場合、生活物資、飲料水、食料の補充は可能なのか？

23

一人暮らしの要配慮者には、自宅待機の段階から、食料援助など様々な支援が必要となります。避難計画では、このような人は早い段階で避難できることになっていますが、避難するにはそれを支える人たちがが必要です。ここでも町内会役員などが支援にあたることを想定しているのでしょうか。

- 【質問】
- ・一人暮らしの高齢者などをサポートするのは誰か？
 - ・サポートする人は確保されているのか？

24

スクリーニングポイントでは一人一人の被ばく量を見ることになっています。自動車一台のスクリーニングにどれくらいの時間がかかるか？柏崎市の回答では一台3-5分程度と見積もられています。新潟県には大型のスクリーニングモニターが一台しかないなど、貧弱な準備で、あ

っという間に渋滞がつながります。その結果、県のシミュレーションのような大渋滞が起きてしまいます。

【質問】 ・スクリーニングポイントをスムーズに通過するために、何らかの改善策は考えられているのか？

25

高汚染者の除染について、福島事故では、寒いのお湯はない、水も不足、除染の場所もないという事で除染できなくなりました。結局除染をしていると、避難所にたどり着けないので、除染しないまま通過させました。

たくさんあるスクリーニングポイントで、福島原発事故のような事がないような十分な体制は準備されているのでしょうか

【質問】 ・除染のための設備や備品、場所、人員、お湯、着替えなどの体制などは用意されているのか？

26

スクリーニングポイントでの測定で、1万3000カウント以上が測定されると、除染対象となります。これは甲状腺の被ばくが100mSvになる値として設定されているようです。

これ以下では除染が行われないことも問題ですが、避難計画では、高汚染者が多くなって、スクリーニングが間に合わない時には、その基準は4万カウントに引き上げられる予定になっています。これは甲状腺実効線量で約300mSvになりますが、これを基準にすることは大変問題が多いと考えられます。

福島事故では、汚染がひどく更に10万カウントに引き上げられ、ほとんどフリーパスになりました。

【質問】 ・4万カウントというのはスクリーニングの基準として高すぎるのではないか？
・スクリーニングの基準が4万カウント以上に引き上げられることは無いと考えてよいか

27

安定ヨウ素剤服用のタイミングについて、柏崎市として、明確な基準を事前に明示しておくべきではないでしょうか。

安定ヨウ素剤の服用については、防災ガイドブックには「服用は指示が出てから!!」と強調されています。本当に指示を待っていたら手遅れになってしまったという、福島原発事故の時の事が思い出されます。

服用の指示を市民に伝達する場合、ガイドブックの最初に記述されている「情報を得よう」の内容だけで十分に周知されるとは思えませんが、確実に服用指示が伝えられる方法は考えられているのでしょうか？

【質問】 ・ヨウ素剤服用のタイミングは何を基準に判断されるのか、きちんとした基準を事前に示すべきである。
・市民への服用開始の指示の確実な伝達は、どのような方法で行われるのか？

28

現在の避難計画では複合災害時の避難は、それぞれの災害の計画を優先し、状況を見て原子力災害の避難計画に従うとされています。すなわち、複合災害下における原子力災害についての個別、具体的な避難計画は実質的に何も無いのが現状です。

そもそも、複合災害こそ、最もありそうな原子力災害のシナリオであり、その対策を基本にすることこそが必要です。複合災害を前提に、避難計画全体を考えなければ、実際の事故時に何の役にも立ちません。

特に、特別な災害ではなく毎年のように襲ってくる大雪の場合について、EAL3においてPAZ住民を自宅待機にすること決まりました。これまでの避難計画と全く異なる対応であり、現在の避難計画が全く無効であることを示すものです。

実効性のある避難計画を策定しようというのであれば、複合災害下の原子力災害における避難計画を根底から策定する事が必要だと考えますが、その必要性を認めますか？ また、早急に策定する予定はありますか？

- 【質問】
- ・複合災害を前提とした、きちんとした避難計画を策定する予定はあるのか？
 - ・大雪の場合、PAZ住民も屋内退避となったが、その場合の避難計画については根本から再検討が必要ではないか？

29

感染症予防の原則である、密を避け、換気を心がけるなどの点は、原子力災害の防護対策と根本から相入れないものです。

これも、実効性のある避難計画を策定しようというのであれば、新型コロナウイルス感染症を念頭に、現在の避難計画を根本から考え直す必要があるのではないのでしょうか？

- 【質問】
- ・私たちは策定不可能だと考えるが、放射性物質の防御と感染予防の両立を目指すなら避難計画を基本から策定する必要があるのではないか？

以上、避難ガイドブックに沿って、柏崎市の原子力防災計画についてみてきましたが、いくつかの点について総括的な質問させていただきます。

30

避難計画を見ると、あちこちで市の職員が活躍する予定になっています。

市役所で全体を統括するところから始まり、地域の要支援者のサポートなどや、放射線防護施設の管理、スクリーニングポイントへの派遣（されない？）、避難経路所への派遣、など、私たちに想像できないくらい、きわめて多方面での活動が予定されているようです。

それらの役割について、当然、市では事前に担当が決められており、事故の際にはその持ち場に配置されることだと思いますが、本当に市の職員で、その全ての業務をカバーできるのでしょうか？

そこで質問ですが、原子力災害の際、総勢何人の市職員がどこで活動することになっているのかを、示してください。

- 【質問】
- ・原子力災害発生時に市職員が活動する部署・場所と、それぞれの人数を示して下さい。

31

避難計画は市民にとって極めて切実な問題であります。その作成・改善に当たって、市民の声をもっと聞く必要があるのではないのでしょうか？

【質問】 ・避難計画について市民の声をきちんと聞く予定があるか？

32

原子力災害で避難計画が発動される場合、汚染等の状況に応じて現地対策本部も移転しなければならないとおもわれます。その移転先は具体的に決められているのでしょうか。

【質問】 状況に応じて必要となる現地対策本部の移転を具体的に検討しているのか？

33

PAZ住民は、OIL3（全面緊急事態）で直ちに避難を開始することに決まっていたところ、昨年末内閣府は「大雪の際は安全が確保されるまで屋内待機を優先する」と決定しました。場合によっては大量の放射性物質が放出する中で、屋内退避を強いられることになり、住民としては絶対に認めることは出来ません。

また、複合災害においては、各災害の防災計画が優先され、しかる後に原子力防災計画の指示に従って出される避難指示に従うとされています。EAL3の段階で、PAZ住民はこれまで考えていなかった屋内退避や津波避難所への避難が強いられることになります。

PAZの早期の避難について、地域の会で柏崎市は以下のように回答しています。PAZの避難について「放射線による影響が相対的に大きいPAZでは放射性物質が放出される前に 予防的に避難を実施することを基本とする」としています。大雪の場合で屋内退避が求められる場合や複合災害で他の防災計画が優先される場合、この基本方針と矛盾する事になります。

- 【質問】 ・大雪の際、PAZ住民に屋内退避を強いる事は地域住民としては絶対に認められない。
- ・市はこのような方針を、住民の命のために拒否すべきだと思うが、どう考えているのか？
 - ・複合災害で、それぞれの防災計画を優先すると、原子力全面緊急事態下でPAZ住民が屋内退避等を強いられることになるが、現在の原子力防災計画と相いれないのではないのか？

34

以上見てきたように、現在の避難計画はとても実効性があるとは考えられず、このまま原発を運転して、事故が起きた場合には、柏崎市民の命を奪い、その生活を根底から破壊すると思われれます。このような実効性のない避難計画を前提として、安全協定に基づいた再稼働の事前了解が行われることは、決して許されるものではありません。

このような実効性のない避難計画の下では、市長が再稼働に同意することは許されないと考えます。

- 【質問】 ・現状の実効性のない避難計画のまま、柏崎市長が再稼働の事前了解をすることはないと考えてよろしいか？

35

そもそも原発事故で放射性物質の放出などあり得ないということを前提に、柏崎のような人口密集地域に原発を設置したことが間違いの始まりです。福島原発事故の後、あとづけで防災・避難計画を策定してみたものの、中身をみれば実行不可能なことは誰にでも分かります。

根本的に考え方を改め、住民に犠牲を強いてまで原発を運転するのではなく、原発を廃炉にして住民の命を守るという方向に考えを改める時期に来ているのではないのでしょうか。

【質問】 ・有効な避難計画の策定は困難であり、住民の命を守るために、原子力発電所を廃炉にするという方向に、根本的に方向転換を図るべき時期なのではないか？